

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

1 主な施策の取組状況

- ① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等
 - ・ 児童虐待のおそれのある児童を発見した際の児童相談所への通告を徹底するとともに、児童の安全確保を最優先とした対応を図っている。
- ② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等
 - ・ 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、積極的な事件化を図り被疑者検挙に努めている。
 - ・ 少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施している。
 - ・ 犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。
 - ・ 都道府県警察の担当者等を対象とした全国規模の研修を開催しており、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図った。
- ③ 防犯・安全対策の強化
 - ・ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙、又は指導警告措置を講じる先制予防的活動を推進している。

2 取組結果に対する評価

- ① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等
 - ・ 児童の安全確保を最優先とした対応を図り、適切な対応を図った。
- ② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等
 - ・ 児童に対する性的虐待については、積極的な事件化を図っており、厳正に対処した。
 - ・ 被害児童に対する継続的支援を実施するなど、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図った。
 - ・ 関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境調整を行うなど、継続的で効果的な支援を行った。
 - ・ 全国規模の研修を開催し、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について全国への普及を推進した。
- ③ 防犯・安全対策の強化
 - ・ 警察では平成 21 年 4 月に全ての都道府県警察に子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集及び分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる先制予防的活動を行う子供女性安全対策班を設置し、従来の検挙活動等に加えて子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図ってきた。
 - ・ 子供が安心して登下校できるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いたパトロールの強化、子供に身の危険を察知する能力等を身につけさせるための体験型被害防止教育の推進、子供が被害に遭

様式 1

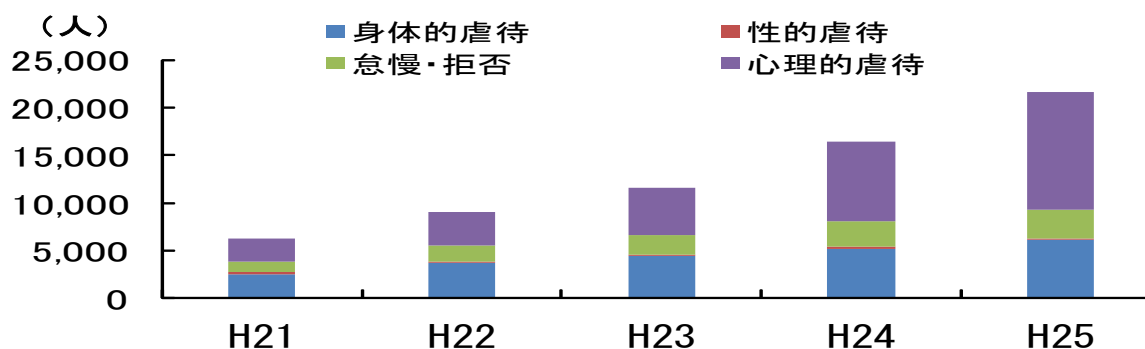
った事案等の発生に関する情報を児童や保護者に対して迅速に提供するため教育委員会や小学校等と連携した情報発信活動の推進、危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行う「子供 110 番の家」等ボランティアに対する支援等を推進してきた。

3 今後の方向性、検討課題等

- ① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等
 - ・ 引き続き、児童の安全確保を最優先とした対応を図っていく。
- ② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等
 - ・ 引き続き、児童に対する性的虐待について、積極的に事件化を図っていく。
 - ・ 引き続き、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図っていく。
 - ・ 引き続き、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境調整を行うなど、継続的な支援を行っていく。
 - ・ 引き続き、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について全国への普及を図っていく。
- ③ 防犯・安全対策の強化
 - ・ 今後も、子供女性安全対策班を中心として先制予防的活動を推進するとともに、関係機関や防犯ボランティア等と連携して、子供や女性を対象とした性犯罪等の未然防止を図っていく。

4 参考データ、関連政策評価等

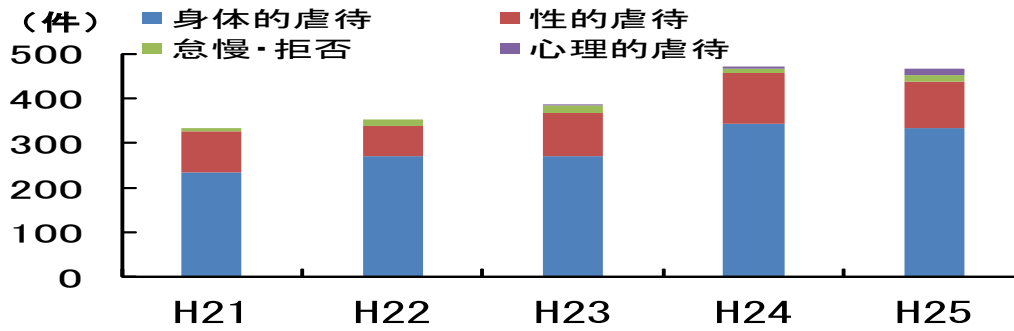
- ①関係機関の連携等による虐待の早期発見等
- ②被害を受けた子どもに対する相談・支援等
 - 警察から児童相談所に通告した児童数の推移(平成 21 年～平成 25 年)



	H21	H22	H23	H24	H25
通告人員(人)	6,277	9,038	11,536	16,387	21,603
身体的虐待	2,558	3,754	4,484	5,222	6,150
性的虐待	149	129	150	163	149
怠慢・拒否	1,137	1,701	2,012	2,736	2,960
心理的虐待	2,433	3,454	4,890	8,266	12,344

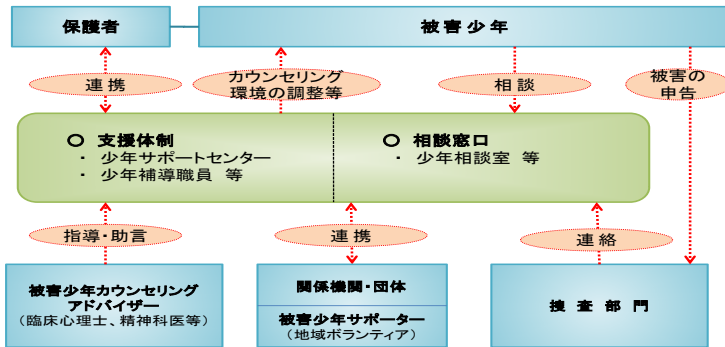
様式 1

○ 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移(平成 21 年～平成 25 年)



	H21	H22	H23	H24	H25
検挙件数(件)	334	352	384	472	467
身体的虐待	234	270	270	344	334
性的虐待	91	67	96	112	103
怠慢・拒否	9	15	17	10	14
心理的虐待	0	0	1	6	16

○ 被害少年の支援



(出典)警察白書(平成 26 年)

③ 防犯・安全対策の強化

○ 子供 110 番の家にかかる講習及び被害防止教室の開催状況

	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末
子供 110 番の家登録者に対する講習実施数	約 790 回	約 960 回	約 1140 回
被害防止教室 (小学校) 実施校数	約 18,000 校	約 20,000 校	約 20,000 校
同 上 実施回数	約 24,000 回	約 25,000 回	約 25,000 回
同 上 参加児童数	約 3,990,000 人	約 3,830,000 人	約 3,480,000 人

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止, 相談, 支援等

1 主な施策の取組状況

① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等

・法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「子どもの人権 110 番」(全国共通フリーダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(SOS-eメール)を行っている。子どもの人権 110 番等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設している。また、「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもが相談しやすい環境を整備している。

被害を受けた子どもからの相談やその他の情報によって児童虐待事案の情報を得た場合は、児童相談所などと連携し、被害を受けた子どもを一時保護させるといった適切な対応に努めている。また、事案に応じて加害者に対して説示を行うなど適切な措置を講じている。これにより、被害を受けた子どもの救済に努めている。

2 取組結果に対する評価

① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等

・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。

なお、法務省の人権擁護機関において人権侵害事件として立件した事案のうち児童に対する暴行虐待に関するものは増加傾向にあり、平成 25 年は 911 件で昨年に引き続き過去最高となった。これらのことから、気軽に人権相談できる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続きにつなげられたものであり、適切に対応したことがうかがえる。

3 今後の方向性、検討課題等

① 関係機関の連携等による虐待の早期発見等

・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

4 参考データ、関連政策評価等

○ 児童に対する暴行・虐待に関する人権侵害事件数(開始件数)

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
771	865	873	911

※教育職員による体罰は含まない。

(出典) 法務省「人権侵害事件統計」

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止, 相談・支援等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等</p> <ul style="list-style-type: none">・法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、児童からの事情聴取方法等に関する研修を実施している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等</p> <ul style="list-style-type: none">・計画の要請を満たしている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 被害を受けた子どもに対する相談・支援等</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も同様の取組を実施する。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止, 相談・支援等

1 主な施策の取組状況

①関係機関の連携等による虐待の早期発見等

- ・子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。
- ・毎年 11 月の児童虐待防止推進月間の広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待について広報・啓発を行う。
- ・児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施。

②被害を受けた子どもに対する相談・支援等

被害を受けた児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。

2 取組結果に対する評価

①関係機関の連携等による虐待の早期発見等

- ・子どもの虹情報研修センターでの研修実施により、性的被害児童等に対するケアに関する専門性の向上を図ることができた。
 - ・児童虐待防止推進月間の広報ポスター等を都道府県、市町村、学校、警察、その他関係機関、関係団体などに幅広く配布し、性的虐待を含む児童虐待について啓発を行った。
- 平成 26 年度広報ポスター等配布数：ポスター約 44 万枚、リーフレット約 200 万枚、しおり約 170 万枚
- ・全国 77 か所の乳児院、557 か所の児童養護施設、104 か所の母子生活支援施設、38 か所の児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置し（平成 25 年度）、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施している

②被害を受けた子どもに対する相談・支援等

児童相談所における性的虐待相談対応件数：計画策定時 1,350 件
 :平成 24 年度 1,449 件

様式 1

3 今後の方向性、検討課題等

① 係機関の連携等による虐待の早期発見等

- ・引き続き、児童相談所職員等への研修や児童虐待防止推進月間を実施するなど早期発見に資する取組を行う。
- ・引き続き、児童養護施設等に心理療法を行う職員を配置する取組を促進し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。

②被害を受けた子どもに対する相談・支援等

引き続き児童相談所等における相談体制等の充実を図る。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。 ・文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子どもの心のケアシンポジウム、子どもの心のケア対策研修会を開催している。 								
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等に資するものであったと考えられる。 								
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。 								
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>○性的虐待事件の検挙件数</p> <table border="0"> <tr> <td>(平成 21 年)</td> <td>91 件</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年)</td> <td>96 件</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年)</td> <td>112 件</td> </tr> <tr> <td>(平成 25 年)</td> <td>103 件</td> </tr> </table> <p>(出典) 警察庁「少年非行等の概要」</p>	(平成 21 年)	91 件	(平成 23 年)	96 件	(平成 24 年)	112 件	(平成 25 年)	103 件
(平成 21 年)	91 件							
(平成 23 年)	96 件							
(平成 24 年)	112 件							
(平成 25 年)	103 件							

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

イ 児童ポルノ対策の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪対策閣僚会議において、「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月27日決定）を策定し、毎年フォローアップを実施するとともに、「児童ポルノ排除対策推進協議会」及び「公開シンポジウム」を開催し、関係機関・団体と連携して児童ポルノ根絶に向けた国民運動を推進している。 ・青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化する中で、児童ポルノ事犯の被害が深刻化していること等を踏まえ、新たに「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）を策定し、官民一体となって児童ポルノの排除に向けた総合的な活動を推進している。 ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進している。 ・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月25日法律第79号）が成立し、同年7月15日から施行されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携して児童ポルノの未然防止・拡大防止や被害児童の保護・支援の充実等に向けた対策を一層推進している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童ポルノは絶対に許されない」という認識や地域の情勢・特性に応じた児童ポルノ排除のための取組が効果的に推進されるように、国、地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等に対する広報・普及啓発を充実強化する必要がある。 ・児童ポルノ排除対策ワーキングチーム、青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。 ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・特性に応じ、児童ポルノ排除対策が推進されるよう地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月25日法律第79号）が成立し、同年7月15日から施行されたことから、同法改正・「第二次児童ポルノ排除総合対策」・「世界一安全な日本創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）等を踏まえ、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等を始め、児童ポルノの排除に向けた総合的な取組が効果的に行われるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等の促進を図る。

様式 1

4 参考データ、関連政策評価等

○「児童ポルノ排除総合対策」「児童ポルノ排除対策推進協議会」「児童ポルノ排除対策公開シンポジウム」「第二次児童ポルノ排除総合対策」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「世界一安全な日本」創造戦略」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の概要等

児童ポルノ排除総合対策の概要

深刻化する児童ポルノ情勢

- 平成21年中の事件送致件数、被害児童数いずれも過去最多
- インターネット上に画像が蔓延
- 国際的気運の高まり

官民一体となった総合的対策が必要

1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

- 協議会の開催
- PTAを通じた保護者への働き掛け 等

2 被害防止対策の推進

- 青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及促進等のための施策
- 学校及び家庭における情報モラル教育の充実 等

3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼の推進
- ブロッキング導入に向けた諸対策の推進 等

4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- カウンセリング態勢の充実
- 被害児童の支援の在り方に関する検討 等

5 児童ポルノ事犯の取締り強化

- 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙
- 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化 等

6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進
- 諸外国における諸動向に関する調査 等

児童ポルノ排除対策推進協議会の開催

【組織】

会長：内閣府副大臣
副会長：政府、教育、事業者及び
NPO等団体の代表者
事務局：内閣府

児童ポルノ排除対策WT

議長：内閣府副大臣
構成員：関係省庁(10府省庁)
局長級



関係団体(31団体)

- ・教育関係団体
- ・医療・福祉関係団体
- ・事業者団体
- ・NPO等の代表者

国民運動スローガン

「児童ポルノは絶対に許されない！」

基本方針

児童ポルノ排除に関する国民意識の高揚

被害防止対策の推進

インターネット上の児童ポルノ画像等の
流通・閲覧防止対策の推進

被害児童の早期発見及び支援活動の推進

【根拠】

児童ポルノ排除総合対策(平成22年7月27日、犯罪対策閣僚会議決定)

1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

① 協議会の開催

【設立年月日】

平成22年11月22日

【目的】

児童ポルノ排除総合対策を踏まえ、官民一体となって、児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進する。

【活動】

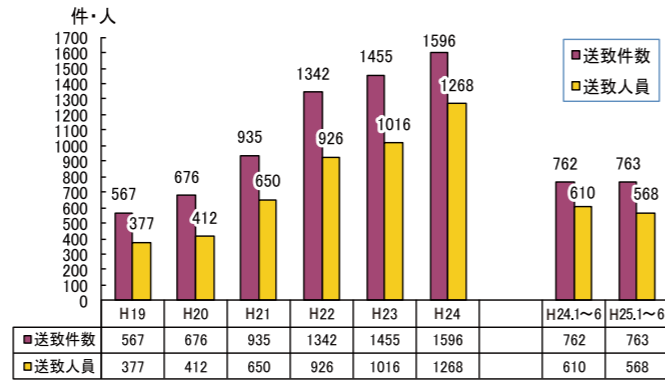
- 活動方針の策定
- 相互の情報交換及び連携・協力
- 広報、啓発、普及等の自主的活動の推進

児童ポルノ事犯の状況

平成 25 年上半期における情勢

- 児童ポルノ事犯の送致件数は、763件(前年同期比+0.1%)と増加し、過去最多。ファイル共有ソフト利用事犯が減少するも高水準。
- 事件を通じて新たに特定された被害児童数は、316人(前年同期比+22.5%)と増加し過去最多。
- 新たに特定された小学生以下の被害児童に係る児童ポルノの約8割が、強姦・強制わいせつの手段により製造。
- スマートフォンを使用して被害にあった児童は84人で、前年同期に比べ約4倍に増加。

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員の推移



注) H25.1~6は暫定値 出典：警察庁

最近の主な事件

- ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ公然陳列等事件(39 都道府県警察による一斉取締り)
- ブログを利用した児童ポルノ製造等事件(大阪)
- 児童ポルノ愛好者グループによる児童ポルノ製造及び提供等事件(神奈川、岡山)

第二次児童ポルノ排除総合対策の概要

策定背景

- 平成 22 年 7 月に「児童ポルノ排除総合対策」を策定し官民一体となった施策を推進。
- しかし、平成 24 年中の児童ポルノ事犯の送致件数・人員は過去最多。さらに、被害者の約半数は低年齢児童と認められるなど、極めて憂慮すべき事態。

新たな総合的対策が必要

特に留意すべき課題

- ①ファイル共有ソフト対策を含めた流通・閲覧防止措置の強化
- ②被害者支援を強化するための保護対策の充実強化
- ③国際連携を強化するための取組の推進

推進項目

- 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進
 - 国民運動の効果的な推進 等
- 2 被害防止対策の推進
 - インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動 等
- 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
 - ブロックの実効性向上に向けた諸対策の推進
 - ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進 等
- 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権 110 番」「子どもの人権 SOS ミニレター」等を活用した相談体制の充実 等
- 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化
 - 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 等
- 6 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等
 - 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」への積極的な参画
 - 外国捜査機関等との連携の強化 等

愛する子どもを守ろう。

児童ポルノは絶対に許されない！

児童ポルノ排除対策 公開シンポジウム

テーマ：児童ポルノの流通・閲覧防止の強化

日時／平成 25 年 11 月 28 日(木) 15:30~17:30

会場／都市センターホテル 5 階「オリオン」

主催：内閣府（平成 25 年度「子ども・若者育成支援強調月間」関連事業）